

平成30年8月20日

## 指定旧供給地点小売供給約款の 変更の認可について

近畿経済産業局長から、阪奈瓦斯株式会社（法人番号 9122001016327）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」といいます。）附則第 30 条第 1 項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請に関する、改正法附則第 36 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20180816 近畿第 25 号  
平成 3 0 年 8 月 2 0 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について (回答)

平成 3 0 年 8 月 1 6 日付け 20180730 近畿第 82 号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請について、認可することに異存はありません。